

質問書に対する回答⑬

件名) 常磐自動車道 恋瀬川橋はく落対策工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図 36/192 下坂田跨線橋 仮設計画図	P1橋脚（東京側）の側道については、施工時、施工ヤードとして常設占有可能と考えて宜しいでしょうか。	常設占有ではなく、規制による施工を想定しています。
2	設計図 P51/192 土浦北第二IC橋 仮設計画図	高所作業車を歩道部に進入させて作業を行うことが可能であると考えますが、歩道部は施工時、通行止めにする事は可能でしょうか。	通行止めではなく、規制による施工を想定しています。
3	天の川橋の施工について	施工に先立ち伐採を行う必要がありますが、伐採に要する費用及び伐採材の搬出・処分費用は変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	伐採は発注者により行うものと想定しております。
4	天の川橋の施工について	施工時は隣接道路の全面通行止めが可能と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりお考えください。
5	雪入川橋の施工について	施工時の高所作業車の河川への転落を防止するための設備が必要と考えますが、変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	割掛費である高所作業車の転落防止に必要な費用は、貴社の施工計画に基づき計上ください。
6	質問回答書⑥ No.7	「各橋梁施工箇所まで工事車両が進入できると考えてよい」となっておりますが、恋瀬川橋-P1～P3径間では、河川敷内に工事車両が進入できるよう工事用道路・作業ヤードを整備する必要があります。この費用は変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。	当該箇所は、工事車両が進入できると想定しています。

7	恋瀬川橋の施工について	P5橋脚の根元の張ブロックが壊れておりますが、補修工事の前に何か対応御座いますでしょうか。	対応については、想定しておりません。
8	設計図 P149/192 染谷橋仮設計画図	高所作業車を歩道部に進入させて作業を行うことは可能であると考えますが、歩道部は施工時、通行止めにするには可能でしょうか。	通行止めではなく、規制による施工を想定しています。
9	設計図 176/192 及び 特記仕様書 22-4-2	伸縮装置取替Eのうち、S=50・60・70mmは既設伸縮装置が鋼製フィンガージョイントであることに加え、構造物施工管理要領「伸縮装置E」に該当する製品を用いた場合の施工費は全て市場単価の適用範囲外となります。使用する材料を含め、施工費についても見積徴収されているのでしょうか。なお見積徴収されている場合には公表されると考えてよろしいでしょうか。	材料費・施工費含めて見積徴収と考えております。なお見積価格は公表されません。
10	設計図 P176/192他	伸縮装置取替の施工費について市場単価を適用している場合には、交通規制工事線規制計画に基づき、各単価項目で1車線相当、2車線相当で算出されていると考えてよいのでしょうか。	1車線相当を想定しておりますが、貴社の施工計画に基づき計上してください。
11	設計図 P177/192他	止水工の費用については見積徴収されているのでしょうか。	止水工の費用については、見積徴収を想定しておりません。
12	特記仕様書 P34 22-8-3	はく落防止対策工Bの契約単価には、水切り・水抜きを設置が含まれると記載されていますが、段差等の埋戻しについても費用が含まれていると考えてよいのでしょうか。また、これらの費用は土木工事積算基準「連続繊維シート接着工」に示す工事費に加えて、別途加算されていると考えてよろしいでしょうか。もしくは見積徴収されているのでしょうか。	段差等の埋戻しは、含まれておりません。
13	特記仕様書 P33 22-7-4	コンクリート表面処理工について、施工条件が上向きと横向き施工が混在しており、市場単価では合計数量で判断されます。本工事では上向き施工としてお考えでしょうか。	施工条件毎に各々の積算価格を算出しています。
14	特記仕様書 P33 22-7-4	コンクリート表面処理工の単価には、市場単価に加えて、既設はく落シートとの接合部10cm分のDS処理の費用も加算されていると考えてよいでしょうか。	コンクリート表面処理工は、設計図におけるはく落防止対策工詳細図に記載の通り、既設はく落シートとの折返し10cm分のDS数量を含めた契約数量としています。

15	特記仕様書 P24 22-5-2	塗替塗装A～Gについては施工方法・条件などから土木工事標準積算基準の標準単価が適用できない範囲と考えますが、単価については見積徴収されているのでしょうか。	塗替塗装A、B、E1、E2は土木工事積算基準を準用し、塗替塗装C、D、F、Gを見積徴収を想定しています。
16	割掛対象表参考内訳書 吊足場工費（防護型側面）A	中段足場が249.3空m3計上されておりますが、中段足場の費用は「一般構造物の施工又は橋梁下部工補修に必要な足場工費」と同じ仕様・単価で費用が計上されていると考えてよいのでしょうか。	吊足場上に枠組み足場又はくさび堅結式足場を設置するものと想定しております。
17	割掛対象表参考内訳書 吊足場工費（防護型側面）A他	割掛対象表参考内訳書のうち、仮設備工事費－足場工費他に「足場設置期間は1Pt施工（足場の設置・撤去含む）を標準とし算出している」及び「足場延べ日数は1 p t 施工を標準とし算出している」との記載がありますが、「1 p t 施工」とはどのような意図なのでしょうか。	足場の設置期間は、契約項目における全ての足場が必要な作業（足場の設置・撤去を含む）の施工pt数を一組分のみ想定し、作業日数を積上げたものとしております。
18	設計図68/192仮設計画図他 仮設足場全般	仮設計画図記載の吊足場標準断面図では、中段足場・朝顔の記載がありますが、土木工事標準積算基準「橋梁補修用足場工」の費用には、中段足場・朝顔は計上されていないと考えます。中段足場・朝顔の費用は吊足場工費に別途加算されているのでしょうか。	下坂田跨線橋以外の吊足場費用について土木工事標準積算基準に基づき、中段足場、朝顔の設置を想定していますが、貴社の施工計画に基づき計上してください。
19	設計図68/192仮設計画図他 仮設足場全般	上記質問において、吊足場工費に中段足場・朝顔の費用が加算されている場合、足場材の種類及び数量について開示願います。	下坂田跨線橋以外の吊足場費用について土木工事標準積算基準に基づき、中段足場、朝顔の設置を想定していますが、貴社の施工計画に基づき計上してください。
20	移動足場工費について	移動足場工費については見積徴収されているのでしょうか。見積徴収されている場合には単価開示をお願いいたします。	移動足場工費については、見積徴収を想定しておりません。
21	割掛対象表 2項 及び割掛対象表参考内訳書	割掛対象表参考内訳書では、吊足場工費（防護型側面）Aの対象範囲として、下坂田跨線橋A1－A2となっておりますが、割掛対象表では、塗替塗装F・ひび割れ注入工・断面修復工等にも割掛対象となっており、他の橋梁にも該当する工種です。吊足場工費（防護型側面）Aの対象範囲は下坂田跨線橋のみと考えて宜しいのでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に記載のとおりです。